

第7章 要 綱・要 領

この基準の運用に必要な事項は、次に掲げる要綱による。

- ・ 奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者の処分等に関する事務処理要綱
- ・ 奈良県広域水道企業団指定給水装置工事事業者審査委員会要綱
- ・ 奈良県広域水道企業団水道施設又は給水設備の損傷に伴う原因者負担に関する要綱
- ・ 受水槽式給水設備から直結給水方式への切替要綱
- ・ 3・4階直結直圧給水に関する取扱要綱
- ・ 水道直結式スプリンクラー設備の設置等に関する要綱
- ・ 私設消火栓の設置に関する要綱

なお、各要綱の本文は別に定めるものとし、本基準には掲載しない。